

上の会員を集めて一教会を作るが、或いは何れかの宗教団体の附属集団となるかということであったようで、幹雄は、新しく、

「神道俳諧派と云一派官許を蒙むらむ」（「俳諧神道派の開説」明倫雑誌 明16・9）という決意を示すが、それを実施しないうちに、明治十七年八月に一切の教導職は廃止となるのである。

そして、幹雄は、神道芭蕉派という宗教団体、古池教会という在野の、私的教導職となり勸善の俳諧運動をすすめるのである。

それは、芭蕉を神と祭ることを根幹としており、それが正岡子規に、芭蕉を文学者と見ないで神とあがめるといふ非難ともなっているのである。

註1 明治元年10月 太政官日誌

註2 明治元年12月 太政官日誌

俳諧教導職

俳人が教導職に任命されることになるのは、明治六年五月で、教導職の枠を神官、僧侶から拡張、俳人も含めることになったのは、神祇省による宗教運動が大きな効果をもたらさなかったこと、宣教師の布教活動が意に満たぬものであったことによると思われるが、先にも少し触れた文部省による、新しい学校制度が進められたことから、宗教とは直接関わりを持たない俳人の存在が注目されたことも大きく関わったと思われる。(俳人を教導職に含める達は、明治六年二月十二日の教部省達)。

試験によって任命された俳人は、三森幹雄と鈴木月彦。問題には「三条の教憲」、「十一兼題」が課せられている。他に、推薦によって、月の木為山、小築庵春湖、鳥越等裁が教導職となっている。

その等級は、下級であった。

先の俳人の中で、幹雄は明倫講社を明治七年八月に結成、為山は同じ七年の四月に教林盟社を結成している。

この二人の教導職としての動きが活発になるのは明治十二年からで、教部省が廃止された後であるのは、俳諧教導職を政府がどのように見ていたかという解答にもなってくる訳であるが、宗教人教導職の衰勢を示すことでもある。幹雄の活動について記してみると、任命されたあと刊行した俳誌「俳諧新報」創刊号、明治十二年一月二十七日の創刊の辞の中で、

○少講義三森幹雄は、花の本芭蕉翁の御魂を招いて、謹んで申し上げる。

○この冊子を刊行することで、勸善懲惡をすすめようとする。

○三条の教憲に従い、天皇の御世をいかし世の為に尽したい。と言っている。別に、

「論説喩言に亘るものハ専ら勸善を主とし風流浦瀝に出る者も多きは節義に倚うしめ江湖青年輩をして近く敷島の道をさくるの階梯となさんとす。」(「諸言」)

とも言い、日本の詩(伝統詩)即ち俳諧を通して、儒教的節義を説くということ述べる。神道や「三条の教憲」と俳諧との結びつきはかなり苦しい言辞で、

「古池の深き心をくみ去りて神に君に仕奉り 国に道に誠を尽さんとせし者八十の指以て算ふるにも尚足らざるべし」(「成蹊者開業式祭文」俳諧友雅新報明13・1)という風である。

芭蕉、神道、天皇の三者を結びつけ、そこに俳人の生き方を示そうという努力は認められるが、そこには、新しい文学としての俳諧が生み出される可能性は殆んどない。ただ、維新後、日本的なもの一つとして衰亡の方向を辿っていた俳諧者に、政府の役人として国民を指導する立場に置かれたという自負は大きいものがあつたと思われ、俳諧史の上では一つの貴重な時期であつたと見ておきたい。

俳諧教導職は、明治十五年に神官が教導職を兼務することが廃止された時、新しい対応を求められたようである。それは、一万人以

関係スル一大急務タルコト敢テ論ヲ俟タス」

と書いている。

項目は、

皇国々々

皇政一新

律法沿革

道不可変

不可不教

人異禽獸

権利義務

制可隨時

国法民法

役心役形

租税賦役

文明開化

富国強兵

万国交際

政体各種

不可不学

産物製物

9
で、内容は宗教に関わるというよりも、政治、社会、国民の義務と
いったものを啓蒙する内容となっている。ここに、神仏合同の機関
である大教院の立場と、宗教を背景とする国民指導の限界を見るこ

とが出来るのである。

このような変化は、宗教界内部では、真宗本願寺派に属し、洋行
中であつた島地黙雷が「三条教則批判建白書」を書き（明5・12）、
パリから政府に送り、三条の教憲が政治と宗教の混同で不合理であ
ることを説いたことと大きく関わることであるろう。黙雷は帰国
後、真宗四派を大教院から分離する運動もすすめていた。

真宗四派が大教院から分離する許可が下りるのは明治八年一月
で、同五月三日に大教院は解散している。解散の直接の理由は、四
月三十日に、太政官が神仏合同布教の禁止を教部省に達したこと
によるが、兎に角、芝増上寺の本尊を他に移して神道の神を祀り、僧
侶が金襴の袈裟を着、鮮魚を神前に供え、拍手を打つという狂態も
なくなり、仏教の神道化は後退。そして、教部省も明治十年一月十
一日に廃止となり、事務は内務省社寺局に引き継がれる。

更に、明治十五年の一月二十四日（二十五日）に、神官の教導職
兼務を廃止。葬儀にも関与しないものとしている。そして、明治十
七年八月十一日の布達により官による教導職は廃止された。

明治十五年に、神官の教導職兼務が廃止された時に、維新後、強
引にそして強力に推し進められてきた祭政一致、復古神道による政
体、神道による一國一宗教体制の試みは消滅したのであり、又、明
十七年の教導職の廃止により、宗教を背景にした国民啓蒙の政府に
よる試みも終りを告げるのである。

し、各府県に中教院一院を開設、各宗寺院は総べて小教院に準ずるものとした。大、中教院には、天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神、天照大神の四神を祀り、僧侶も其前で拍手し、供物を捧げるといふ、神道優先の奇妙な様態となった。

大教院建設を機に、太政官第二十九号達(明5・11・24日)で東西部管長、諸宗管長に示した指示は次の通りである。神職に対しては、

「今般大教院建設有之候ニ付テハ天下大小之神社ニ奉事スル神官教導職 各其社頭説教所ヲ以小教院ト心得 三条ニ基キ氏子ヲ教導致候儀可為専務候」無職のものを勸学させ、「文明ノ治ヲ裨ケテ祭政一致之本旨ヲ深ク体認可致」

僧侶に対しては、

「其住職僧侶ハ乃其教職教師タル事固ヨリ論ヲ待タス」「篤ク三条ノ意ヲ体認シ衆庶ヲ教導シテ 地方ノ風化ヲ賛ケ政治ノ裨益相成候様可相心得」

といった内容で、教導の根幹をあくまで「三条の教憲」にあるとしている。

なお、この太政官達に出てきた「東西部管長、諸宗管長」の管長というものは、この年の十月に、天台宗、真言宗、浄土宗、禅宗、真宗、日蓮宗、時宗に各一宗一管長を定めたものであるが、こうした制度自体、仏教の存在の強さ、根強さを実感として抱いた神道推進派の政治的後退であったと言えるであろう。

新教義

しかし、明治六年二月になり、教部省は新たに、教義を増やし、「十一兼題」を全国の教導職に布達している。十一の項目は、

- 一、神徳皇恩の説
- 二、人魂不死の説
- 三、天神造化の説
- 四、顕幽分界の説
- 五、愛国の説
- 六、神祭の説
- 七、鎮魂の説
- 八、君臣の説
- 九、父子の説
- 十、夫婦の説
- 十一、大杖の説

で、項目だけを見ても、人魂不死とか、神祭、天神造化、鎮魂、大杖といった神道色が強く打出された。

次いで、大教院は独自に「十七兼題」の説教項目を示している。(明治7年制定) その辺の消息を、橘寛生は、その著者『十七兼題略解』(明6・10稿・明7・5刊)の中で、

「コノ十七兼題ハ大教院ニ於テ立ル所ニシテモトヨリ敬神愛国天理人道 皇上奉戴 朝旨遵主ノ三則ヲ拡充スルモノナレハ説教上ニ

けている。著者の田中知邦は、滋賀県の農民でいってみれば、在野の篤学者の理解であったということになる。

これに対し、明治六年七月、辻鼻家から刊行されている『三則示蒙』の著者である岡本経春は、賀茂神社大官司であり、その理解も変ってくる。

ここに於ては、万事万物の起原は天御中主大御神であるとして、「万事万物ノ起源ヲ主宰シ給フハ。宇宙広大ト雖ドモ。事物衆多ト雖ドモ。唯天御中主大御神一柱ニ帰スルナリ。」

と述べ、万物創造と倫理との関係については、「神コソハ野ヲモ山ヲモ作りオケ。人ニ誠ノ道ヲフメテ」

の和歌を示している。別に、天照大神については、

「凡人類タルモノ。タトヒ天神ノ此ノ身体ヲ造リ。此ノ神魂ヲ賦与シ給フトモ。天照大御神ノ大御光ヲ蒙ラザレバ一日片時モ世ニ生活スルコトアタハズ。艸木禽獣虫魚ニ至ルマデ。ミナ是ニ同ジ」
で、「吾モ人モ。カヽル難有大御光ノ裡ニ住シ。カカル難有大御光ヲ戴キテ。如此安穩ニ生活ス」るものである。この天照大御神は「天皇ノ御遠祖ト御坐^{オハシマ}」す。
といっている。

大国主神については、

「人の在世間ノ功罪ヲ審判」する「幽冥大神」で、これは、「天神ノ神意ヲ。受持」つてのことであるとしており、神に関しては、新しく、創造神、天御中主大御神を挙げ、神の存在を組織づけている。

愛国については、

「物貨ヲ饒カニシ。殊ニハ軍律ヲ嚴ニシテ。吾勇武ヲ振起シ。国威ヲ海外四表ニ炫耀シテ。万古不易ノ皇統ヲ維持」することを強調、「臣子タル者ノ国家ニ報ジ。父母ノ国ヲ重スル所以」である。として、皇統維持のため軍事力としている。「天理人道」については、天御中主大御神の神意に基づくものが天理で

「人道トハ。人ノ生テ此ノ世ニ托セントスル時。天神ノ」「吾魂ニ命ジ給フ所ノ神律ニシテ。所謂五倫五常ノ道コレナリ」と、儒教的な倫理によっている。

この二冊の解説書を見較べただけでも、著しい相異があるのであり、明治七年三月、擁万閣から刊行の『三章教憲和解』高岡増隆著には、高天が原は、仏教でいう、浄土ともいえる所だとか、

「何ニ不自由ノ無キハ全ク国土ノ恩沢」

「信心ノ誠ヲ竭セハ神感応マシマシテ」

など見えていて、教導職説教者のそれぞれの立場により、かなり気ままな解釈がなされ、一般に説かれたことがわかる。

これは、「三條の教憲」が簡単、抽象的に過ぎたことにもよるのであるが、明治五年五月には仏教者による解釈、神職の側の解釈、理解のズレがそれぞれに実感として持たれ、受容の側の混乱も指導者側にもたれたことなどから、仏教の各派から書が出され、神仏合併教院をつくり、そこで完成な教導職を養成しようとする。

教部省はこれを許可し、明治五年十一月、麴町にあった紀州邸に大教院を開き、翌月、芝の増上寺に移している。この大教院に対

又、教導職自身の一般教化については、六月九日の太政官第三号達で、

「今般教導職設置候ニ付テハ兼テ被 仰出候三ヶ条ノ大旨ヲ体認シ各管轄社寺ニ於テ追々説教可執行候条其管内老幼男女共稼業ノ余暇ヲ以テ信仰ノ社寺ニ詣リ聴聞可致旨一般末々迄無遺漏布達可有之候」

とし、当面は寺院へ、稼業の余暇に趣いて教導を受けることを指示している。

政府の目指す教養を、宗教組織を通して全国に広めてゆくという意図が、教導職設置によってかなり整った形で進められてゆく様子が知られるが、その教養は「三条の教憲」をはじめとして、短日時の間に「十一兼題」、「十七兼題」、「二十一ヶ条」、「二十八題」など、その教化内容も数を増してゆく。

「三条の教憲」についての早い解説書は、明治六年一月刊行の、田中知邦著『示蒙教導三条略弁』であると思われる。この書物においては、「敬神」は、

「神とは天地人間万物を鍛造化育し給へる大霊で」「八百万の神と申」す、

その中で「第一に無上至尊たる天祖を崇敬するを主とす 夫天祖天照皇大神ハ天神の大御議りを以て天上の大主宰と定め玉ふ故に 万古無窮に高天原に座ま」す、「億兆誰か皇大神を崇敬せざるを得んや」

「次に大國主神は地球中の幽事を総括したまふの大神なり」

と神々の尊厳を言い、「愛国」については、

「自國を重愛する義也 尤も他國といへども輕憎するの理あらず如何となれば内外の万拜悉く天神天祖の造化にあらざるはなく 其人民も皆天神天祖の愛育に洩るゝことなし」

という、極めて独善的な國家觀を示している。そして、

「自國を重愛するは國家を富昌にし、兵力を増大にし以て皇威を万邦に輝張せしむるを要とす」

という富國強兵を説明の結びとしている。

第二条の「天理人道を明にする」では

「人たる者は神祇天皇を崇敬奉仕し 父母主夫兄長に孝貞忠義を尽し 子從婦弟幼を愛育撫字し 朋友互に信實を篤くせずんばあるべからず」

と、後の「教育勅語」にもつながる儒教倫理を説き、

「道理暗昧なる時は正邪善惡の別判然ならず」として、この倫理の中に「天理人道」があるとす。

第三条の「右皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべきの概意」では、天皇の尊嚴を説いて、「皇孫天皇は日神天照皇大神の御正胤ましろに座まし 神代の昔皇孫瓊々株尊御祖の勅を奉じて 日向國高千穂の峯に降り 此大日本國を君臨し組ひしより 此降当今に至るまで 百數十代皇統連綿變ることなし、それ故に、「臣民たる者厚く奉戴せずんばあるべからず」と、神話によって天皇を価値づけ、

「億兆の安眠逸居するハ皆皇恩に依らざることなし 人として此恩を忘却して可ならん哉」と、天皇の存在と、政治生活とを結びつ

同省へ差出すべく候事。

一、社寺廢立、及び祠官僧徒等給式等の事。

一、新たに祠官を置き、僧尼を廢する事。

一、教徒を集會し、教養を講説し及び講社を結ぶ者に免許の事。

一、教養に関する著書出版免許の事。

一、教養上に訴訟を判決する事。

右御布令ありたり。」(項京日日料開明5・3・14日)

と伝えている。政府は、これを機に祭典、祀典の総べてを式部寮に移し、宣教に関する事務を教部省に管掌させる。その業務の中心は、先に挙げた三の「教徒を集會し、教養を講説し及び講者を結ぶ者に免許の事」で、具体的には、「三条の教憲」に基づいた人民教化をはかる。

方法としては、それまでの宣教使に代る教導職を置いた。これが四月二十五日で、「三条の教憲」の布達は、四月二十八日である。

この際の教導職の資格は、神官と僧侶に限られ、等級は、次の十四階級にわかれていた。一級 大教正、二級 権大教正、三級 中教正、四級 権中教正、五級 小教正、六級 権小教正、七級 大講義、八級 権大講義正、九級 中講義、十級 権中講義、十一級 小講義、十二級 権小講義、十三級 訓導、十四級 権訓導で、教導職に任命されたものは、この中のいずれかの等級に属したわけである。

5

「三条の教憲」というのは、

一、敬神愛國の旨を体すべき事。

二、天理人道を明かにすべき事。

三、皇上、奉戴し朝旨を遵守せしむ可き事」

の三条で、これについての幾つかの解説書も刊行される。

この教部省の政策が狙いとしたところは、神道を強力に推進するに当って、仏教を無視することが不可能であることを覚り、どのようにして仏教を天皇を中核とする政治体制に、神道色に塗り代えながら取り込んでゆくかということにあり、そのために、仏教者に対し、次の通達を出している(四月二十九日)。

「教導職管長之任に可堪者各宗毎に適當之薦挙を以致三人選可ニ申出ニ事

但大教正之職掌は部内教官及生徒を統率し、其進退黜陟を具状するを掌り候儀に付、右之心得を以て管長人選可レ致候事」

そして、六月に教導職管長の設置を決定、管長は、国策に沿った布教活動を行わない僧侶に対し、管長の申立によって教導職を罷免する権限を与えている。教部省の布達は、

「今般各宗教導職中管長ヲ設置ニ付而ハ銘々自今奮テ文明維新之上旨ヲ体認シ、宗規僧風之釐正ハ勿論、布教伝導之任ニ可耐人材養成之方法等兇勉周旋可致候 就而は末派化之衆徒ニ至リ其師命ニ背反シ精学勸懲ノ念慮ナク、徒ニ糊口安逸ヲ貧ル徒有之於テハ速ニ管長本寺等ヨリ取糺シ其本管地方庁ニ申立、教門一派ヲ黜出シ帰俗可申付、此旨相達候事」

で、教部省による指導方針に従わせるための厳しい姿勢を明らかにするのである。

「朕恭惟、天神天祖立極垂統、列皇相承、繼之述之、祭政一致、億兆同心、治教明于上、風俗美于下」

と、天皇と祖神の繋がりを言い、それで、

「百度維新、宜明治教、以宣揚惟神之道也」

神ながらを広く明らかにする為に宣教使を置いた。

「汝群臣衆庶体此旨」。

と結んでいる。そして四月二十三日には、神祇官より諸省へ、

一 教典を誦読したり、講談をする時は、礼服を着用し、威儀を敬慎すべき事。

一 己を修めて後に人を教へること。己を正した「其身ニ於テ真

ニ 皇祖ノ大道ヲ昭明ニシ真ニ 皇祖ノ大教ヲ尊信シ死生不惑

神明ニ依頼シ我カ言行ヲ敬慎シ身ヲ以テ天下衆庶ノ先導タラン

事ヲ志願ス可シ是レ緊要ノ第一義也」

と、「皇祖の大道」を天下に知らせることが緊急であるという

のである。そして第三では、

「教官タル者ハ我誠心ヲ以テ億兆ヲ誘掖薰陶シテ信從セシムルニアリ」

と、宣教の目的を再確認したあと、

「先輩ノ儒仏ヲ排斥セシハ道ヲ論セシコトニテ是ハ学校ニ於テ学問ノ上ニハ為スヘキナレトモ今日教ヲ布クトキハ他ヲ誹謗シ

一毫モ争気アリテハ人ヲ服スル事能ハス大ニ教化ノ大書ト為レ

ハ深クコレヲ慎ムヘシ コレ教官第一ノ心得ナリ」

と言っている。ここでは、儒仏は学問の上で議論するのはよいが、

布教に当っては誹謗してはいけない、神道の立場を絶対とせず、調和的に教化運動をすすめるようにと説いたのである。

これを総合要約してみると、^{かむながら}惟神の道を優位に置いて布教することは立場として守りながら、しかし、儒教、仏教の側の立場を認めるもので、神道国教化の出発に当たってとった、神仏分離、破壊的な、排仏政策から見ればかなり寛やかな態度を見せたということ。政府が、宗教政策に微妙な変化を見せはじめたということにもなる。

この後も祭政一致、神道の国教化の政策が進められてゆく訳であるが別に、国民に対する組織的系統的な啓蒙を推進する政府機関として、文部省が創設され（明治四年七月十八日）、文部卿には大木喬任が就任する。そして明治五年七月には、宗教とは関係をもたぬ「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんものは他なし身を脩め智を開き才芸を長ずるによるなり」それは「学にあらざれば能はず是れ学校の設あるゆゑん」という「学制」を發布、新しいあり方での幼童期からの教育がはじまるのである。

教部省設置と教導職

文部省設置に対応する意もあって、政府は神祇省を廃止し、新に教部省を設ける。その職能は、

「今般教部省置かれ候に付ては、左の件々願ひ伺ひ届け等すべて

キリスト教の問題というのは、開国、開港後も政府はキリスト教を邪宗と見做しており、弾圧を続けている。即ち、明治元年の十月二十五日には、新しい規則が出来るまでは、旧幕府の所置に従って不審なもの有無を調べて届出^{註1}よ。

十二月には、五島飛驒守に対し、領民中に邪宗信仰の者がある由、取調べて長崎府へ伺出^{註2}るようにと申し伝えている。

こうしたキリスト教対策に、寺院でも動きを見せたことは、仁和寺の記録に、

「方今妖邪蔓延、国体危急ニ相迫り、諸宗一同令會議、不惜身命之誓約ヲ以テ、天朝ニ上表之処、不日ニ可有勅許、然ル上者、各自之私意ヲ抛、鎮護皇凶、可抽丹誠、就中知法有志之輩各僧使之指揮ニ従ヒ、登京可有之、委曲不能紙表、深可被得其意者也」(明2・3)とある。

キリスト教が拡がるため、国体が危機にある、それで皇国を護るために努力したいというもので、寺院が政府の動きに便乗しようとしたことがわかる。

実は、この時期、長崎のキリシタン信徒への弾圧は続き、捕えた三千余人に改宗を迫り、その対策を西国の藩にゆだねていた。藩名を挙げると、名古屋藩、和歌山藩、広島藩、山口藩、岡山藩、鳥取藩、松江藩、津藩、姫路藩、郡山藩、福山藩、津和野藩、鹿児島藩、徳島藩、高知藩、松山藩、高松藩となっている。

政府としては、神道中心の政治を行う方針を決めているので、寺

院からの努力願出に対しては断ることとし、東本願寺、本願寺、興正寺、仏光寺、専修寺、錦織寺に対しては、九州表、耶蘇の徒、教諭尽力致したき願の趣はもつともであるが、毀に巨魁数人、御調べの上、藩々へ御預けになっているので、その宗旨に於て教誨の儀には及ばないと伝えている。(慶応四年八月)

(こうした、キリシタン信徒への弾圧が外交上、不利であることを知った政府が、禁制の高札を撤廃したのは明治六年の二月であり、浦上信徒を帰郷させるのは、その翌月である。)

神道を政治組織によって尊重するということは、一方では、先記のキリスト教に対する警戒ということであったが、もう一つの面は、天皇制国家をつくり上げてゆく過程で、天皇の祖としての神を祭り、国民に宗教的な信仰をもたせることで新しい体制づくりを容易にしようという政治に関わるものであった。

具体的には、明治二年七月、太政官の上に神祇官を設け、太政官の下に、民部省、大蔵省、兵部省、刑部省、宮内省、外務省を置いた。二官六省である。なお、神祇伯には、中山忠能(明2)、三条実美(明4)、神祇大副には、白川資訓(明2)、近衛忠房(明3、髓明4)が執任している。神道に関わる官庁が、たとえ短期間であったにせよ、最高の官組織に置かれたということは、維新直後の、日本の政治姿勢を見ることが出来るのであり、この政策を推進しようとする努力を、明治二年九月の宣教使の設置、更に、明治三年一月三日の「宣布大教詔」に認めることが出来る。

詔を引用すると、

局達のとどいた慶応四年の三月二十日、社司の樹下茂国は達のことを叡山当局に伝え、部下の神主と京都から呼び寄せた同志四十余名、坂本村の工夫数十名と、槍、棒などを持ち山王権現の神域に乱入。神殿の錠をこじあげ、仏像、経巻、法具など仏教色のあるものは階下に投げすて焼き捨てた。暴力沙汰である。

排仏を徹底しようとした薩摩藩の場合は、藩政改革の一部として廃仏が行われ、明治二年三月には、以後すべて神葬祭によるべきことを布告。諸仏の儀をすべて廃止。歴代藩主の廟号も神式に改め、藩主の墓地の寺号を地名で呼ぶことにしている。寺院そのものについては、慶応元年に寺院千六十六寺を廃絶、僧侶二千九百六十四人をすべて還俗させた。仏具、経巻はすべて焼き捨て、石の仏像は打ちこわしている。

美濃苗木藩の場合も徹底した排仏を行うが、それを実行するについて、王政復古につき領内の寺院、廃寺を申し付ける。還俗する者には従来の寺有財産、及び寺を下され、名字帯刀を許すと伝えている。これによって十七寺が廃寺、僧侶は還俗した。

庄屋は各家に対し、仏壇を捨てよ、仏像、仏具を焼き捨てよと伝えたりしている。又、前以て僧侶の素行を調べておき、突然、僧と信徒二人を呼び出して魚を食べさせる。若し魚を食べぬと言ったら、お前らは平素魚を食べ、妾を置いているではないかと言ひ、若し廃仏を承諾すれば許してやる。若し廃仏を承諾しなければ縛るがどうするかと脅し、承諾させている。

こうした半ば暴力的な廃仏が全国的に行われる趨勢に対する反駁

も強く、政府は捨ててくることが出来ず、早くも慶応四年四月十日、「今日に至り、社人にわかた威権を得、陽は御趣意と称し、実は私憤を霽し候ようの所業出来候ては、御政道の妨げを生じ候のみならず、紛擾を引起し申すべきは必然に候。さよう相成候ては、実に相済まざる儀」と布達。九月十八日にも、

「神仏混淆致さざるやう、先だつて御布令これあり候へども、破仏の御趣意にては決してこれなき処」（布令）と各寺に伝えている。

こうした排仏の背景には、平田篤胤にはじまる平田学派があった。篤胤は、儒者の排仏論を国学的・神道的に再組織しており、それが明治政府の政治担当者の中に流れ込んだ。組織では明治政府が集議院を設け、その議員を公議人とし、公議人を大藩から三人、中藩から二人、小藩から一人出し、政策を合議の形にした。この集議院で、国家教育の方針が議定され、国学を以て本旨とし、漢洋の学を羽翼とすることが決議されたことがある。排仏の理論的、そして神道側の政治的拠りどころはこの辺に置かれていた。

対キリスト教

政府は、神仏分離を命じたあと、祭政一致、日本の宗教を神道によって統一し、キリスト教に対抗してゆく強力な宗教体制を目指してゆく。

廢佛毀釈と俳諧

松井利彦

明治政府と祭政一致

明治政府は、慶応三年十二月九日、三職制、総裁、議定、参与の官制をきめ、慶応四年一月十七日から、三職七科とする。七科というのは、神祇事務科、内国事務科、外国事務科、海陸事務科、会計事務科、刑法事務科、制度事務科で、この七科が慶応四年二月三日、総裁局が置かれて三職八局となった際に、神祇事務科は、神祇事務局と改められている。

三月十三日になり、神祇事務局は王政復古の政体となったので、神武天皇の創業に基づいて神祇官を再興し、祭政一致の政治を行うことを宣言する。引用すると、

「此度王政復古神武創業始に被為基、諸事御一新祭政一致之御政度に御回復被遊候に付ては、先第一神祇官御再興御造立の上、追々諸祭尊も可レ被レ為レ興儀被レ御出候、依て此旨五畿七道諸国に布国

し、往古に立帰る」

とし、天下の諸神社、神主、称宜、祝、神部に至るまで、神祇官の附属にするという内容である。（太政官第百五十三号布告）。

そして、十七日には、神仏分離の布告「諸国神社の別当、社僧復飾の令」を神祇事務局達で出し、

「今般王政復古、旧弊一洗被為在候ニ付、諸国大小、神社ニ於テ、僧形ニテ別当或ハ社僧杯ト相唱へ候輩ハ復飾被御出候」

と、神社に所属する僧侶は髪をのばし、一般人に還俗することを命じている。そして、三月二十八日の「神仏分離令」では、

「一 中古以来某権現或ハ牛頭天王之類其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候何レモ其神社之由緒委細ニ書付早々可申出候事」

「一 仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以来相改可申候事」

で、これは、太政官第百九十六号布告でなされている。

全国的に廢佛毀釈が行われるのはこの後である。

実施に当っては、比叡山の日吉山王寺の場合のように、神祇事務